

1. 意見募集の結果について

意見募集期間	令和 6 年12月6日（金）～令和7年1月5日（日）
資料公開場所	市ホームページ、本庁行政資料コーナー、各支所
意見提出者数	1名
意見総数	11件

2. ご意見とご意見に対する市の考え方について

No	いただいたご意見	計画（案）修正	市の考え方
1	風水害対策編 第1章 第1節 2.（2）、震災対策編 第1章 第1節 2.（2） 松江市は電気・ガス・水道・下水道の公共公益設備など設備されてから相当年数が経っていて、少しずつでも災害に強いライフライン作りに力を入れて欲しいと感じました。 また、能登半島地震や秋田県の水害など大震災や風水害が最近特によく、内水氾濫についてもよく耳にするようになりました。内水氾濫も異常気象や温暖化により、環境がもっと厳しくなっていくと思います。吹き出る水の力が強く、水位もすぐに上がってくるので、内水氾濫の対策なども力を入れて欲しく感じました。	なし	電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は市民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、被害を最小限に止めるための対策を進めており、引き続き取り組んでまいります。 内水氾濫の対策については、ハード対策とソフト対策を組み合わせながら、効果的・効率的に内水被害のリスクの軽減を図ることとしており、川幅の拡張や排水ポンプの設置を進めつつ、地域住民への防災出前講座などを通して、防災意識の啓発を図ってまいります。
2	風水害対策編 第1章 第1節 2.（2）、震災対策編 第1章 第1節 2.（2） 実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修をされる中に、身障者団体などにも声を掛け、障がい者の方へも防災意識を高めていただきたくお願いします。松江市で開催される防災訓練などに障がい者の方を誘い出し、一緒に車椅子を押してあげたり、会話しながらお互いがお互いを知り合う事により良い方向に向かうと思います。向こう三軒両隣のシステムに繋がればと思いました。 また、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修も以前からは非行っていただきたいと思っていました。 町内会からも防災訓練など開催される時に障がい者の方に声掛けをして欲しいです。私は地域の公民館から防災訓練などの開催（公民館便り）など紙の媒体では見る事が出来ませんが、ワードなどでメールで毎月お便りを送っていただきます。そのように公民館が視覚障害者の住んでおられる方など見つけられたらそのような媒体での情報提供が可能であり、公民館便りを送ってあげるなど必要でないでしょうか。	なし	「松江市地域防災計画」では、関係機関が、障がいのある方を含む要配慮者、地域住民等と連携し防災訓練を実施することとしています。 各公民館区において地元が主催し松江市防災部と協同で実施される防災訓練については、障がいのある方を含めた地域住民の皆様が訓練に参加できるように、多様な手段を利用して周知が行われるよう今まで以上に主催者へ働きかけてまいります。 災害時においては、日頃からの地域のつながり、地域全体で助け合える関係性が大変重要でありますので、障がいのある方についても、日頃から地域の方々と交流をしていただき、いざと言う時に助け合える関係性を築いていただきますようお願いいたします。
3	風水害対策編 第1章 第1節 2.（2）、震災対策編 第1章 第1節 2.（2） 視覚障害者は見えない見えにくい障がいであり、ハザードマップなど写真や絵など描かれていても目が見えないから自分の住んでいる町の把握が難しい。防災マップなどにしてもテキストの部分しか理解ができなく困っています。 国土交通省のページから松江市のハザードマップを見っていますが、視覚障害者にも中身が解るような、音声で聞けるようなハザードマップ作りなど必要に思います。テキストで必要な所を説明するような、パソコンの機械音でもかまいません。音声によるハザードマップなどもできると嬉しいです。 また、視覚障害者から住んでいる地域、住所など電話で伝えると防災危機管理課の方が電話を取り、住んでおられる地域のことを伝えるような方法も嬉しいです。	なし	本市における現在の浸水・土砂災害ハザードマップは、令和2年に防災ガイドブックハザードマップとして作成し全戸に印刷物を配布したほか、点字版及び音声版も作成し、社会福祉法人島根ライトハウスに登録のある視覚障がいのある方に配布しております。 もし、まだお手元にない方でご希望される方には、お渡しすることが可能ですので防災危機管理課までご連絡ください。 また、防災に関することで分からないことなどがありましたら、適宜電話でお問合せいただければお答えいたします。
4	風水害対策編 第1章 第1節 2.（2）、震災対策編 第1章 第1節 2.（2） 視覚障害者は移動弱者であり、災害時避難所に向かうことは難しく、避難所での生活も厳しく、早めの福祉避難所の立ち上げを願っています。 避難所生活の中でも一人で歩くことも出来ず孤独になる。トイレに向かうこともできず避難された皆さまの協力が必要としています。（声掛けがあると嬉しい） 避難所の中でも落ち着かれたら安心して1人で壁など伝え歩きしトイレなどに行かれたり、白杖を突きながら歩く為に、どちらかの壁は掲示物を貼らないよう検討していただきたい。そうでないと白杖を突きながら歩く時、掲示物を見ておられる避難者の方にぶつかる可能性があります。 避難者の方が多く、人をまたいで歩く事も難しいので、声掛けなどしていただき、トイレに行きトイレの座り方や紙巻き器の位置などできるだけ周りの皆さまに手伝っていただけるよう宜しくお願いします。	なし	本市では、特別支援学校など、バリアフリーの設備（スロープ・多目的トイレなど）が整っている学校や、社会福祉法人の施設を福祉避難所として指定・確保しています。 また、福祉避難所で安心して避難生活を送ることができるよう、市内の社会福祉法人等と福祉専門職等の応援を受ける協定を締結しており、福祉避難所が開設された際に速やかに要配慮者の方を受け入れる体制を整えています。 障がいのある方が安心して避難生活を送れるよう、避難所整備、支援体制の拡充に努めてまいります。
5	風水害対策編 第1章 第2節 1.（3） 大きな災害が起きた時、全国から視覚障害者の歩行訓練士など応援に駆けつけてくださります。 東日本大震災や熊本地震や石川県で起きた能登半島地震もそうですが、全国から被災地に応援に来られます。困っている事などを聞かれ、白杖が無ければ用意されたり、相談事に対して動いてくださります。 個人情報になりますが、一人でも多く人を救い出すためには個人情報の考えは棄てて、一人でも多くの方を救い出す事に力を入れていただきたく、宜しくお願いします。	なし	本市では、障がいのある方や高齢の方など「災害時、自力避難が困難で地域などの支援が必要な方」を取りまとめた避難行動要支援者名簿を作成しており、災害時にはその名簿を活用し、関係機関が連携して支援することとしています。

1. 意見募集の結果について

意見募集期間	令和 6 年12月6日（金）～令和7年1月5日（日）
資料公開場所	市ホームページ、本庁行政資料コーナー、各支所
意見提出者数	1名
意見総数	11件

2. ご意見とご意見に対する市の考えについて

No	いただいたご意見	計画（案）修正	市の考え方
6	風水害対策編 第3章 第3節 1.（3）、震災対策編 第3章 第3節 1.（3） 緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡 上記につきまして情報をいただけたら嬉しいです。 視覚障害者の方、iPhoneやスマートフォンの方、少なく限られています。 高齢者の方の多くはラクラクフォンアナログを使っておられる方が多いです。 また、家の電話機に直接連絡があるならば利用したいと思いました。	あり	防災メールの緊急通報システム（視覚障がい者向け）による音声連絡とは、配信されたメール文面を音声で読み上げる機能のことで、防災メールのオプションサービスとして提供しておりました。しかし、技術進歩に伴いパソコンや携帯電話（スマートフォン）自体に音声読み上げ機能が実装されるなど、メール側のサービスとしての音声読み上げ機能の需要増加は見込めなくなったことから、防災メール運営事業者の判断により、音声読み上げ機能の提供は既に終了しております。 よって、地域防災計画への当該サービスの記載は誤りですので、記載の削除修正をさせていただきます。ご指摘いただきありがとうございますございました。 本市では、災害時及び災害が発生するおそれがある場合等において、家の電話機に直接連絡することは行っておりませんが、個人宅への音声による広報手段として、屋内告知端末「おしらせ君」を広めております。 今後も多様な広報手段の確保に努め、障がいのある方等に配慮した広報を行ってまいります。
7	風水害対策編 第3章 第3節 1.（3）、震災対策編 第3章 第3節 1.（3） 危険が迫っている時に事前に電話などで（危険が迫っているので避難所に一緒に避難しませんか）など、高齢者の方や障がい者の方に声掛けがあると嬉しい。	なし	災害時においては、日頃からの地域のつながり、地域全体で助け合える関係性が大変重要でありますので、障がいのある方についても、日頃から地域の方々と交流をしていただき、いざと言う時に助け合える関係性を築いていただきますようお願いいたします。 本市としては、地域住民による共助が実施されるよう、防災出前講座等を通じてその大切さを引き続き啓発してまいります。
8	風水害対策編 第3章 第3節 1.（3）、震災対策編 第3章 第3節 1.（3） 震災が起きた時には電話やテレビ、ラジオ、インターネットなどの回線が地震により寸断されることも起きるので、様々な方法を考えていただきたい。 例えば、市役所の屋上にアンテナを立て、ミニFM放送局を作るのも方法かと思いました。市役所ならばある程度の予備電力など用意されているので、全ての回線が切れてもFM局があるとある程度情報が伝えられると思います。	なし	本市では、災害時等の情報発信手段として、テレビやラジオ、防災メールや防災情報Xなどインターネット回線を利用した手段の他、防災行政無線（同報系）、屋内告知端末（おしらせ君）、広報車など、様々な手段を整備しております。 FM放送としては、株式会社エフエム山陰様及び株式会社山陰放送様との協定において、災害時の緊急放送で本市からの情報を放送していただけることとなっております。 また、総務省（中国総合通信局）の支援策である臨時災害放送局（被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局）も、災害の状況に応じて利用を検討することとしています。
9	原子力災害対策編 第2章 第14節（3） 男性や女性、子どもさんたちや高齢者の方、障がい者の方や外国人の方など、差別なく宜しく願います。 また、避難所生活の中で住民の皆さまの合理的配慮や共生社会の発展を目指して取り組んでいただきたいと感じました。	なし	「松江市地域防災計画」では避難受入活動体制の整備、住民等への的確な情報伝達体制の整備、避難、屋内退避等の防護措置等において、要配慮者に十分配慮するものとしています。 また、今後も被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点や様々な避難者のニーズに十分に配慮するよう努め、防災知識の普及を図ってまいります。 ※要配慮者：地域防災計画（風水害対策編）に規定する高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすい者をいう。
10	原子力災害対策編 第2章 第14節（3） 補助犬使用者です。原子力災害の場合、私の地域は益田市に避難します。松江市の避難所もそうですが、特に島根県内避難所には補助犬同伴可ステッカーを島根県の危機管理課の方で1297箇所の避難所となる建物に貼付してくださいました。 補助犬は避難所にも同伴ができます。市民の皆さんから受け入れ拒否が起きないことを願っています。 松江市の方も避難所運営マニュアルや家庭に配られる防災マップなどにもそのことを書いて啓発していただきたく宜しくお願いします。 また、益田市にバスで避難する時に同伴拒否があると困ります。8年前に原子力防災訓練で友だちが岡山に避難訓練に参加された時、拒否を受けた事例がありました。市の方たちが話われ受け入れられましたが、補助犬の受け入れ拒否など起きないよう宜しくお願いします。 そして、島根県以外に避難される型にも補助犬利用者の方もおられますので、他県で避難所として受け入れてくださる施設に対しても補助犬を連れて避難される方がおられると思いますので、島根県で作られた補助犬同伴可ステッカーなど聞いていただき、事前に貼付していただけたら嬉しく思います。	なし	盲導犬等の身体障がい者補助犬の同伴については、不特定多数の人が利用する民間施設を含め様々な場所で受け入れるよう身体障害者補助犬法において義務づけられており、「松江市原子力災害広域避難計画」においても、補助犬は避難車両や避難所へ同伴できることが定めています。 また、災害時の補助犬との同伴避難の理解促進に避難先自治体と連携して取り組みます。
11	原子力災害対策編 第4章 第7節 3.（2） 「する。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。」 上記の（する。）の前の文章が見つからなかった。	なし	ページ跨ぎの文章となっており、第4章 第7節 3.（2）は以下の文章となります。 「市は県と連携又は独自に職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。」